

募 集 要 領

練馬駐屯地業務隊

募集要領

1 概 要

東京都練馬区に所在する陸上自衛隊練馬駐屯地において、隊員及び来訪者の利便性を確保するため、展示即売会の出店及び販売を次に記載する諸条件に従い、募集する。

2 応募資格

本事業に応募することが出来る業者等は、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく、全て業者等で遂行できること。
- (5) 公募しようとする事業の実施を保証できる能力・態勢を有する者
- (6) 業者等の役員等（代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）ではないこと。
- (7) 業者等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等を利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 業者等の役員等が、暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団等の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (9) 業者等の役員等が、暴力団等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (10) 業者等の役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (11) 暴力団等及び第7号から第10号に定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (12) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (13) 経営に関する協定等を遵守できること。
- (14) 本募集要領の全記載事項を遵守できること。

3 設置する施設の名称及び所在地

陸上自衛隊練馬駐屯地 東京都練馬区北町4丁目1番1号

4 設置条件

(1) 許可

国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項に基づく行政財産の使用許可による。

(2) 公募業種

ア 食品販売

洋菓子、和菓子、菓子（加工食品）、弁当（宅配除く。）、総菜、ファストフード、ベーカリー、漬物、野菜、特産品、飲料（アルコール・ノンアルコールを除く。）、キッチンカー

イ 物品販売

訓練用品、スポーツ用品、装飾品、理美容用品、衣料品、雑貨、カー・バイク用品、寝具類、健康用品等の、社会通念上展示即売が可能と判断できるもの。

(3) 店舗数

1日につき1区画1店舗

(4) 使用許可期間等

ア 令和9年4月1日～令和10年3月31日

イ ひと月につき2日を限度とする

(5) 細部要求事項

仕様書のとおり。

5 応募手続等

(1) 申請書等の提出

設置を希望する者は、次のとおり、提出書類を提出先に期限までに提出すること。

ア 提出書類

(ア) 申請書 1部

別紙第1のとおり。

(イ) 企画提案書7部（ホッチキス止めとし、簡単な装丁とする。）

別紙第2のとおり。

※ aからiの事項について、必ず記載又は資料を添付すること。

a 主な販売予定商品・販売価格表

別紙第3のとおり。

b 出展希望日（ひと月につき2日を限度とする。）

別紙第4のとおり。

- c 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
 - d 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法
 - e 衛生管理方法
 - f クレーム・要望等あった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
 - g 陸上自衛隊練馬駐屯地における営業方針
 - h 会社概要
 - i その他のアピールポイント
- (ウ) 企画提案書附属書類 7 部
販売商品カタログ、その他企画提案書の具体的資料（日本工業規格 A 4）
- (エ) P R 書各 6 0 部（別紙第 3 を添付しホッチキス止めすること。）
A 4 用紙 1 枚以内で営業内容を要約したもの。
別紙第 5 のとおり。
- (オ) その他の関係書類各 1 部
公募に参加する者に必要な資格を確認する為、a から i の関係書類を併せて提出すること。（関係書類の不備又は参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とし、じ後通知する。）
- a 業務確約書
別紙第 6 のとおり。
 - b 戸籍抄本
法人である業者にあつては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（発行後 3 ヶ月以内のもの）
 - c 営業経歴書
会社の商号・所在地、代表者役職・氏名、沿革（営業年数）役員や従業員数等の概要、営業品目、営業所の所在状況等が記載されたもの。
これらの内容が記載されたパンフレット等でも可
 - d 財務諸表（直近のもの）
 - (a) 個人
所得税青色申告決算書、確定申告
 - (b) 法人
貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、収支計算書、決算報告書等
 - e 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書（個人：その 3 の 2、法人：その 3 の 3）
 - f 会社概要（任意様式、パンフレット可）
 - g 印鑑証明書（原本）
 - h 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し

i 誓約書

別紙第7のとおり。

j 役員名簿

別紙第8のとおり。

注1： 全省庁統一資格を有する者に限り、「資格決定通知書」の写し
b、c、d及びeに定める書類に代えることができる。

注2： 役職名を記入する書類は役職名を全て統一すること。

注3： 日付を入れること。

イ 提出先

陸上自衛隊練馬駐屯地業務隊厚生科（担当：新谷、佐々木）

（住所）〒179－8523

東京都練馬区北町4丁目1番1号

（電話）03－3933－1161（内線：2327）

ウ 提出期限

令和8年8月28日（金）午後4時まで（必着）（郵送可。ただし直接持ち込みの場合は、土日祝を除く平日の9時から16時まで）。

(2) 応募者の失格

アからカのいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合

ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合と認められる場合

オ 防衛省に支払う国有財産使用料及び光熱水料を滞納している場合

カ その他違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

提案書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）を禁止する。

6 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。

7 選考結果等

(1) 決定年月日

令和8年9月30日（水）（予定）

(2) 結果通知要領

陸上自衛隊練馬駐屯地厚生科事務室前に決定業者を掲示（決定年月日の午前9時）するとともに、決定業者に対しては文書等により通知する。

8 業者決定後の提出書類

展示即売会の設置及び経営の業者として決定された者は、次に掲げる書類を提出すること。

(1) 提出書類

国有財産使用許可申請書

(2) 提出先

第5項第1号イのとおり。

(3) その他

細部は別途連絡する。

9 その他

この募集要領に定めない事項については、陸上自衛隊練馬駐屯地業務隊厚生科の指示によるものとする。

申請書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
練馬駐屯地業務隊長 殿

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名 印

法人・個人の別 法人・個人
担当者氏名：
電 話：
F A X：

陸上自衛隊練馬駐屯地において、展示即売会を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

（申請を行う機種）

業 種	場 所

- ※ 1 店舗ごとにつき、1 部提出して下さい。
- ※ 商号、代表者、担当者指名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

企画提案書（2枚以内）

会 社 名：

設 置 希 望 業 種：

1 主な販売予定商品・販売価格表 別紙第3による。
2 出展希望日 別紙第4による。
3 従業員管理（身元管理）及び人員配置
4 省エネルギー・環境対策・ゴミ・廃棄物の処分方法
5 衛生管理方法（従業員の健康管理方法）

6 クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法 (1) クレーム・要望等の把握方法及び対処方法について (2) 事故・トラブル発生時の対処方法について
7 陸上自衛隊練馬駐屯地における営業方針
8 会社概要 (1) 本社所在地 (2) 設立年月日 (3) 資本金 (4) 従業員数 (5) 店舗数 (6) 売上高（令和7年度） (7) 他駐屯地等における実績
9 その他のアピールポイント

主な販売予定商品・販売価格表

[illegible]

出展希望日

会社名：

月	日（曜）	時間	区画
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
1			
2			
3			
「記入例」			
4	7（水）、21（水）、14（水）のうち 2 日	12:00-18:00	1
7	22（木）、29（木）のうち 1 日	10:00-14:00	3 A
※ひと月につき、2 日を限度とする。 （他店の重複を避けるため、3 日程度希望日順に記入してください。）			

(例) 展示即売会応募業者 審査資料 (P R 書)

※ 別紙第 3 を添付しホッチキス止めすること。

業者名	
取扱品目	
主要取扱品目 (3 品目)	

P R 項目

〈画像資料〉

業務確約書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
練馬駐屯地業務隊長 殿

「陸上自衛隊練馬駐屯地における展示即売会の設置及び経営」の応募
に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約します。

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名

印

法人・個人の別
担当者氏名：
電 話：
F A X：

法人・個人

注：商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用す
ること。

誓約書

- ☐ 私
☐ 当社

は、下記第 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記第 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記第 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記第 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙第 7 により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（注1）、政治活動標ぼうゴロ（注2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 前号による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

注1：社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

注2：政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

陸上自衛隊

練馬駐屯地業務隊長 殿

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

印

年 月 日

[illegible]